

三重県木材利用の促進に関する条例（仮称）の検討状況について

1 これまでの経緯

- ・令和2年1月、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の制定を目指し、県議会に条例検討会が設置された。
- ・これまでに、県内の林業・木材産業関係者や建築関係者等からの意見聴取、事業所等の現地調査、先進条例制定県に対するWeb会議及び書面による調査を行いながら議論を進め、12月の第16回検討会において条例の素案が取りまとめられた。
- ・12月16日まで県庁内の関係部局に対し意見照会が行われ、今後、12月末からパブリックコメントにかけたうえで、2月議会に提出される予定。

2 条例（素案）の構成

- ・前文に始まり、「目的」、「定義」、「基本理念」を規定し、責務規定として、県、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等、県民及び事業者の責務が規定されている。
- ・また、理念を実現するための規定として、「木材利用方針」の作成を県に義務付けるとともに、具体的手段の方向性を示すため、「木材利用の促進」に関する施策に係る事項を列挙する規定を設けるほか、「県の率先利用」、「森林教育、普及啓発等」、「顕彰」、木材利用の促進に関する取組・施策等を推進するために必要な「体制の整備」及び「財政上の措置」の規定が設けられている。

3 条例（素案）の主な内容について

（1）条例の対象

- ・条例の対象は、「木材」全般。ただし、「県産材」の利用を最も優先して促進することとされている。

（2）県の責務（第4）

- ・県は、基本理念にのっとり、木材利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとし、施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとされている。

（3）県の率先利用（第14）

- ・県は整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとされている。

(4) 木材利用方針（第13）

- ・現在の「みえ公共建築物等木材利用方針」に定められているもののほか、
 - ① 木材利用の促進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材利用の目標を除く。）
 - ② 木材利用の促進を図るために必要な施策に関する基本的事項
 - ③ 森林教育、木材利用の促進に係る普及啓発等に関する基本的事項
 - ④ その他木材利用の促進に関し必要な事項の事項を定めることとされている。なお、県の目標設定にあたっては、数値目標を設定することも求められている。

4 今後の対応

- ・令和3年4月の施行後、10月までに「木材利用方針」を作成し、令和4年度以降は、「木材利用方針」に基づく施策の実施状況について、議会に報告することとなる。
- ・条例検討の過程でも、農林水産部以外の各部局を含めた全庁的な取組を期待する発言が多数上がっており、今後、これまで以上の取組が求められうることから、条例の趣旨を十分に踏まえつつ、木材の利用促進及び率先利用に取り組んでいただくよう協力をお願いしたい。